



訪問特定整備事業者は、訪問特定整備等における整備不良、訪問特定整備士等の労災事故、周辺環境汚染、他の交通の被害など、訪問特定整備等に起因して生ずる損害を補償するため、予め損害保険契約を締結するなど必要な措置を取ることが推奨されております。

日整連『自動車整備業賠償共済保険』の 訪問特定整備等に係る保険対応についての注意点

日整連『自動車整備業賠償共済保険』で訪問特定整備等に起因する事故に対応できる保険種目は次のとおりです。

＜基本契約＞

1. 受託自動車保険 …… 訪問整備士が整備受託車を運行中の対人・対物賠償責任を補償
2. PL保険 …… 訪問整備士が整備した受託車を納車後、整備不良が原因で発生した対人・対物・完納車車両事故の賠償責任を補償
3. 施設賠償責任保険 …… 訪問整備士が業務遂行中の事故(自動車起因を除く)によって負担する賠償責任を補償

＜オプション契約＞

4. 車両賠償保険 …… 訪問整備士が整備受託車を管理中に接触・衝突・車両火災などによって損壊させた場合の賠償責任を補償



ユーザーの自宅や運送会社などで訪問特定整備等を行う場合、
工具やリフトなどの借用財物等※は当保険制度では補償されません

※借用財物等とは、訪問整備士が整備作業に伴い訪問先から借用している物(動産・不動産)または支給された物をいいます。

【対象とならない事例】

◆◆◆訪問特定整備(フルパッケージ)の場合◆◆◆

- ・訪問整備士がタクシー会社に訪問し、訪問先で借用したスキャンツールを使用している時に落として損壊させてしまった
- ・訪問整備士が受託車を運行中、借用した工具・リフトに衝突し損壊させた

◆◆◆限定訪問特定整備の場合◆◆◆

- ・訪問整備士が整備のために、共用の駐車場において板塀等で囲った作業場所内の床を汚損させた



ご不明な点は下記の取扱代理店まで
お問い合わせください。



国土交通省

『訪問特定整備について』

はこちらのリンクからアクセス

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html



日整連

『自動車整備業賠償共済保険』パンフレット

はこちらのリンクからアクセス

<https://www.jaspa.or.jp/member/insurance/>



一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

TEL 03-3404-6141

【取扱代理店】

一般財団法人 全国中小企業共済財団

TEL 03-3264-1511

【引受損害保険会社(幹事)】

共栄火災海上保険株式会社

TEL 03-3504-3422